

戦後の農村の展開と農協

山本英治

日本資本主義経済のなかに深く組みこまれていた日本農業は、ここ数年における日本経済の急激な発展に対応して、いまや大きく変りつつある。このような農村の動きつつある現実には、村落の研究者としてこれを看過しておくことはできない。いたずらに後向きの姿勢のなかで村落を分析することなく、農村の現実を見つめ、今後の農村の展開を考えてゆくことが要請される。

日本農業においては、農地改革後も零細経営が解消されず、また農業の生産力も他産業なみの上昇を望みえないまま停滞をみてあり

しかも近年における過剰生産の傾向は農産物の価格を相対的に不利なものとしてきていることなどから、昭和三〇年以降、他産業と農業の所得の格差が次第に大きくなる傾向をみせてきた。このように、他産業部門のいちじるしい発展に対して、農業の立ちおくれが目だつようになり、農村と農民は、この不均衡を是正する方向を求めて大きく動きつつある。

それは村落の構成や運営に大きな変化をひきおこし、農民の意識や行動の上にも変動をおこしつつある。すでに農民自身のなかから、農業法人とか、共同経営とかの動きがみられ、生産力をいつそ伸ばそうとする構造改革の意欲がおこつてきており、また一地主べりのと言われるくらいに農業人口の流出がみられるようになった。政治の方向もまた、農業基本法にみられるように、一方において

農業人口を大幅に削減し、他方において安定した自立農家を育成する方針を打ち出している。これらを含めて、農村の内部においては、既存の村落秩序とは構造原理をこととする農民組織が醸成され、これらと村落との対抗関係あるいは競合関係が、今後の社会的課題となつてきている。

以上みてきたことと共に、農村が政治や経済のなかに深く組みこまれている点を考えあわせれば、われわれの戦後のそして今日の農村研究の一つの手がかりとして、戦後農民の自主的結合による民主的経済団体という理想のもとに設立された農業協同組合が、新しい意味あいをもつて浮びあがってくる。

農地改革前の農会や産業組合などの農業団体は、政府の権力的統制機関としての性格をもち、地主勢力によつて掌握され、また地主

層は独占資本の農業からの収奪の媒介項としての役割をはたしていた。しかし、戦後の占領政策としての農村民主化政策によつて、地主勢力は大巾に後退し、地主的団体であつた農会はなくなり、産組もまた消滅した。そして①農民の自主的組織であること、②自由の原則にそつた組織であること、③民主的な組織であること、④農業生産活動の協同化に重点をおく組織であること、⑤行政機構を排除した組織であること（農業復興会議編「日本農業年鑑、一九四八年版」一七五頁）などをテーマとする農村民主化政策にそつて、昭和二二年末に農業協同組合法が立法化され、農協は、二三年に単協数一万五千、二四年に早くも三万をこえ、驚くべきスピードで全国的に設立された。

このように新たに発足した農協は、耕作農民を主体とする農民の利害の立場にたつものであり、それは農民搾取を基盤とし、古い村落秩序を支柱としていた旧地主勢力を喪失したところから出発した近代的組織である。しかし、農協が農民の自主的結合による民主的経済団体という理想のもとに設立された近代組織であるとしても、これに包摂される農民およびその基盤としての村落構造は必ずしも近代的とは言えない。農地改革によつて地主的支配の基盤は崩され、農村の民主化がすすめられることになつたが、古い村落秩序は容易に解体せずに残存した。したがつて農協は、古い秩序によつて縛ばられている農民によつて構成され、前近代的な部落の上に乗

つて設立され運営されている。ここに農協と農民および村落との問題が浮びあがつてくる。さらにまたこの農協設立によつて農民の生産生活と村落構造にいかなる変化をもたらしたかが、問われなければならぬ。しかもこの問題は、戦後における村落構造を把握する一つの焦点となるものである。しかしながら、かゝる問題提起に対する農村社会学としての分析は、今日をお不充分であると言わねばならない。（これについては、松原治郎氏が、村落社会学研究会編「政治体制と村落」の一戦後における政治と村落」のなかで若干の分析をしている。）

しかし、すでにみたとように村落内部において既存の秩序が解体し、新しい組織づくりがおこなわれている今日、農協組織もまたその根底をゆすぶられざるをえなくつてゐる。そればかりでなく、他方食料管理にともなう国家財政上の赤字が増大して統制存続の問題が現実の日程にのぼり、また一県一単協とまで言われている単協の合併問題が提唱され、さらには農業基本法とともに農協法の改正が提出されんとしている今日の政治的状況のなかで、農協の存立もまた考えなおされなければならなくなつてきている。農協はいかなる性格と役割をもつて再編成され、それが村落との間にどんな問題を投げかけ、また村落や農民にいかなる変化を与えるかを、日本農村の現実と今後への展開のなかで考えてゆかねばならない。

しかるに農協についての研究は、今日まで

そのほとんどが農業経済学の立場より行われ農村社会学からの積極的なアプローチがみられず、単に村落研究の過程における副次的なものとしてのみとりあげられてきた。しかしながら、これまでみてきたように、現段階における日本の農村を分析してゆく場合に、農協は排除しえない主要な手がかりとしての位置をしめていと言わねばならない。それは農協が農村と日本の経済および政治との接点であり、しかも農村が日本経済および政治に深く組みこまれて、それによつて強く規制されているからである。

さきにも述べたように、農地改革前においては、農業団体の指導権を握るものが地主勢力であり、これを独占資本が、農業からの収奪のための有力なパイプとして利用し、また農村にあつて、それを支えているものとして近代的な部落であつた。しかるに農地改革後、地主勢力が一掃されたため、独占資本が農業からの収奪の媒介項を失つた。したがつて、戦後の日本資本主義がみずからの再建とその発展のために、日本農業をそれに即応したものに再編成し、農協を独占資本の農業からの収奪機構の一部として強化した。そしてその収奪は主として流通過程を通じて行われ、国家資本と国家統制を仲立ちとして強行されている。すなわち、戦後日本農業のなかで、農協は、国家の要請する農産物の集荷機関ないし資本主義経済のなかでの商品販売機関、さらには農民の生産した価値を吸いあげるポンプの役割を果たす機関として資本主義経済の一

翼を担う経済活動機関となつてゐる。しかもそれは、高度に官僚制化された上部系統組織をもち、あるいは政治的にはきわめて強力な圧力団体ともなつてゐる。

それはかりでなく、この農協組織の最大の特徴は、さきにもみたように、このきわめて組織化され官僚制化された上部の構造が、実は根底においてほとんどすべての農民を包摂し、前近代的な村落の秩序を基盤としてゐるという事実で、この組織なき組織といわれる部落段階の構造と上部系統機関との融合によつて運営されてゐる。

しかし、このような農協を農業からの収奪の拠点としようとする独占資本の動きに対して、農協を農民の利害の立場にたつて運営してゆこうとする農協運動が展開された。この両者のからみあひが、日本資本主義経済の展開と日本農業の変容に応じてみられ、農業団体再編成問題としてあらわれてきた。

農業団体の再編成が農政問題の大きな課題として登場したのは、昭和二七年頃から、農事会法案がそのきつかけとなつた。それは「農民・農業に対する支配機構が戦前にくらべて著るしく弱体化してゐる。したがつて旧農会にかわる機構を再建することは、国家権力の維持強化のために必要条件となつてきてゐる」として、農協の他にかつての系統農会のような農政指導団体（農事会）をあらたに設置することによつて「国家権力の支配の支柱を再び農村に確立するネライをもつたものである」（日本農業年鑑一九五七年五四頁）。

これは絶対主義官僚が、農村におけるその官僚勢力の社会的基盤を求めするために、農業団体の官僚制化をはかり、官僚の農村支配体制を確立しようと思圖したものである。しかしながら、これは、農協団体側からの猛烈な反対にあつて流れた。この経過から農協は、昭和二八年に農協総合指導組織を確立することを決議し、中央会設立を強力に推進することにした。ところがこれに対して、二六年に設けられた農業委員会は、その組織を強化し、三〇億の予算を守るため、総合指導組織を自己の掌中に入れようとして共通の立場にある保守党を動かし、二九年に農事会と全国農業会議所を設けたが、農協は、政治における圧力団体としての強さを發揮して、総合指導組織を獲得した。そのみならずその強力な圧力でもつて、農業会議所のサロン化をはかつた。

ところで、農業団体は官僚支配の社会的基盤として重要であるばかりでなく、また政党にとつても大切な地盤であるところから、内外独占資本の代弁者である政府、与党は、この農業会議所を、自己の側に組み入れていた。また農業会議所は、その経費の全額を国库補助に仰ぐ行政補助機関という性格からしても、この傾向は免れないものであつた。

これとともに、独占資本とその代弁者は、農協をも自己の体制のなかに組みこみ、系統組織化する努力を怠らなかつた。昭和二五年頃から農協は赤字経営となり、行き詰りをみせ、経営不振を呈してきた。これは独占資本

にとつて、農業からの収奪のパイプを喪失することになる故、農協の再編補強のため、二六年に再建整備法、二八年に整備促進法を打ち出し、さらに半官的中央会による農協指導を企圖した。農協がその自主性にもとづいて総合指導組織を設けたにもかゝらず、独占資本とその代弁者は、農協が守るうとしていたその自主性を無視し、農協を直接支配にむくために監督規定を設けて統制を強め、従来行つてきた農政活動を否定して総合経営指導の面に、その活動を限つた。そしてこの趣旨に沿つて農業中央会は二九年に設立された。

これは、サンフランシスコ体制、M. P. A. 体制に應ずる国家独占資本主義の農業再編成にほかならず、その第一次再編成は、農業中央会の発足によつて終息した。

しかしながらこの軍事経済体制の進展に応じて、安上り農政へ急転させるために、昭和三〇年の河野農相の「農政滲透上とるべき方策如何」という農業会議所への諮問でもつて第二次再編成がはじまつた。そのうえ當時は町村合併が進行してゐたことから、この第二次の手を打つことが急がれた。農業会議所は「農政滲透のために、農業団体を包括する新団体を設立すべきだ」と答申した。これに対して農協側は、「行政の滲透は、市町村の責任において行ふべきで、それぞれの段階の行政機構の整備によつて確立すべきものである。行政機構と自主的農業団体との中間的団体は、農民を混乱させるのみだ」として強く反対した。さらに、新団体設立と農協制度刷新の二

大文柱からなつてゐる平野私案が提出され、ますます農協側を刺戟し、積極的な反対運動が行われた。その結果、三二年四月に農委法の一部改正に落着き、第二次再編問題に終符を打つた。

しかしながら、農委法改正のネライは、農委と部落との密着、農委―農業会議―農業会議所の系統化にあり、その布石として、農業、農村振興計画が農委の事業に追加された。これを足がかりとして、さらに三三年二月に第三次再編問題がもちあがつてきた。

独占資本とその代弁者の従属機構である農業会議所は、農業、農村振興計画を足場として、農業、農村を自己の統制のもとに、強力に掌握せんとはかつた。これに対し農協中央会は、農協の担当する分野を乱すものとして反対し、その結果、両者は妥協案をつくりあげた。これらの経過でみられるように、農協中央会は基本的に独占資本に従属せしめられてゐるのであるが、しかしまた、下部組合員大衆の要求に応えざるを得ないといつた自己矛盾に落ち入つてゐる。農協の方向は、この下からの突きあげを抑圧し、農協中央会を骨抜きにすることによつて、これを独占資本のもとに従属せしめ、農業を掌握せんとするものである。

以上やゝ詳しく農政と農協についてみてきたのであるが、われわれはかゝる観点を欠いては、現実の農協を理解しえない。すなわち、日本資本主義経済の動きと、それに対応する農政の動向、そしてこの下に編成される官僚

制化された系統組織の分析がなくては、農協の性格をとらえることはできない。

またこれは、農民の意識および行動と村落構造が、農協を通じて日本経済と政治に深く結びつてゐることからして、今日のそして今後の農民や農村を考へてゆくためにも、欠くことのできない点でもある。